

「同一労働同一賃金」最高裁判決で、緊急セミナー(リアル・Web)  
—水町勇一郎教授が判決を読み解く—

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(略称「全基連」)では、いわゆる「同一労働同一賃金」事件について、最高裁が、来る10月13日(火)、15日(木)に最高裁が判決する運びとなったことから、判決後速やかに、判決内容や考え方を解説するセミナーをリアルとWebの両方で開催するとしています。

リアルセミナーは、10月21日(水) 10:00~12:00に一橋講堂(東京都千代田区一ツ橋)で、会場定員500名のところ先着220名で開催するほかライブ配信、オンデマンド配信も行うとしています。

講師は、我が国の同一労働同一賃金の第一人者である水町勇一郎教授。

今回の判決は、「同一労働同一賃金」を巡って争われてきた「メトロコマース事件」、「大阪医科大学事件/大阪医科薬科大学事件」、「日本郵便事件」(東京、大阪)など。

一連の判決は、企業の労務管理にとって重要な指針となるものであり、経営者や人事・労務担当者などの実務家はもとより、弁護士、社会保険労務士などの労使関係の専門家、労使関係行政に与る公務員・関係者、労働法学者・研究者・ゼミ学生、そして、誰よりも当の有期雇用労働者、有期雇用労働者を組織する労働組合などの皆さんにお勧めです。

受講料はいずれも3,000円(税込み)であり、受講・視聴申込は10月5日からこちら↓

<https://mizumati-seminar-20201021.peatix.com> ↓

申し訳ありませんが、10月5日以降でないと接続できません。